

平成25年流山市教育委員会第5回定例会会議録

1 日 時 平成25年5月28日(火曜日)  
開会 午前 10時00分  
閉会 午後 0時50分

2 場 所 流山市立南流山中学校会議室

3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄  
委員長職務代理者 加藤 和代  
委 員 小林 晃一  
委 員 若松 文  
教 育 長 後田 博美

4 欠席委員 なし

5 傍聴者 なし

6 出席職員 学校教育部長 亀田 孝  
学校教育部次長兼学校教育課長 鈴木 克巳  
教育総務課長 武田 淳  
指導課長 大重 基樹  
生涯学習部長 直井 英樹  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 戸部 孝彰  
公民館長 渋谷 俊之  
図書・博物館長 小川 昇

7 事務局職員 教育総務課長補佐 平川 誠治  
教育総務課庶務係長 大作 正巳

8 議案等

(1) 議案

第16号 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の原案について

第17号 流山市立図書館資料宅配サービス実施要綱の一部を改正する告示の制定  
について

第18号 流山市就学指導委員の委嘱について

第19号 流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

第20号 平成25年度教育費補正予算案について

第21号 教育財産の取得の申出について

(2) 報告

第5号 臨時代理の報告について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

奈良委員長

ただいまから、平成25年流山市教育委員会議第5回定例会を開会します。  
まず、平成25年流山市教育委員会議第4回定例会会議録をお配りして  
おりますが、御意見、御指摘がございますか。

(特になし との声あり)

委員長

特になしということですので、承認ということにします。  
それでは、教育長報告をお願いします。

教育長

定例の教育委員会議は市役所の会議室等で行っているところですが、学校現場を見ていただくということで、本日は校長先生にお願いして、こちらの南流山中学校で開催することになりました。本日は、残念ながら1年生が校外学習、3年生が修学旅行の代休ということでしたが、施設や学校の雰囲気は御理解いただけたのではないかと思います。

それでは、4月の会議以降の事項について報告いたします。

5月1日、流山市小中学校体育連盟の総会が生涯学習センターで開催されました。これは、市内小中学校の体育主任や部活動の専門部で構成され、児童生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、市内の小中学校の教育の充実と発展に寄与することを目的としております。主な活動としましては、5月30日に開催される市内陸上競技大会や中学校の各種部活動の開催、調整、あるいは運営協力等について審議をしております。私からは、昨今話題になっている部活動における体罰について、体罰による指導は

効果がないばかりか、児童生徒のやる気をなくすこともあるので、指導者としてしっかり意識して指導してほしいということをお話してまいりました。

5月5日、姉妹都市である長野県信濃町で開催されている小林一茶生誕250周年の第12回全国小中学生俳句大会の表彰式に、生涯学習部長とともに出席してきました。全7,397句の俳句の中から選ばれた入賞者の表彰がありました。流山市内の小中学校からも応募がありまして、特選に1句、入選に8句が入賞しました。今後は俳句交流だけではなく、小学校6年生は俳句の授業があり、流山市には一茶双樹記念館もありますので、そういったところの句会と信濃町との交流を進めていければいいということと、どうしても高齢化や過疎化が進んでいる地域ですので、中学生の校外学習や部活動の交流をすることができればということで、夏に駅伝の合宿を信濃町で行うことを検討しています。

5月7日、流山市教育研究会の総会が流山北小学校で開催されました。これは流山市の小中学校の教職員で組織され、教職員の自主的研修の推進と市内小中学校の教育の振興を図ることを目的として行っております。年4回の研究会が計画されておりまして、それぞれが希望する部会に所属して研修を行っております。また、8月21日には全体の講演会がありますので、教育委員の皆様にも御案内を差し上げたいと思います。

5月7日、東葛飾地方教育委員会連絡協議会の総会が柏市を会場として開催されました。委員の皆様には御協力ありがとうございました。

5月9日、10日の両日、関東地区都市教育長協議会の総会及び分科会が東京都目黒区で開催されました。私は、学校教育部門の少人数の分科会に出席しました。埼玉県蕨市の事例研究をもとに、市で講師を任用する場合の予算措置、県の講師と比べて人材確保の難しさ、市の配置における職務内容の制限（担任を持つことの可否、市ごとに任用時間が異なること等）などから、市で任用されるよりも県で任用された方がいいと考える講師が多いため、市ではなかなか人材が見つからないという現状があるようです。そのため、市によっては数億円をかけて独自に講師を任用することに見合う効果があるかどうか、検証しにくいというお話がありました。流山市におけるサポート教員の配置においても課題がありますので、十分に生かしていきたいと思います。

5月11日、市内のギャラリーしえんがま紫焔窯で南部中学校、東部中学校の美術部の生徒約100名が、陶芸家の田口佳子さんによる陶芸の指導を受けました。毎年行っていていただき、焼き上がる最後まで指導していただきます。

5月16日、臨時市議会が開催されました。今回は正副議長のほか、常任委員会等の委員が決定しました。

5月18日に6校、5月25日に2校の小学校で運動会が開催されました。春の開催は、熱中症の危険が少なくなるわけですが、小学1年生は入学して1か月ほどしか経っていませんので、指導の大変さはあります。どこに目標と目的を置くかによって開催時期が変わります。その他の学校は秋の開催ですが、今後は春の開催が増えていく可能性もあると思います。

最後に、明後日（5月30日）に市内小学校陸上競技大会を柏の葉陸上競技場で開催しますので、お時間がありましたら教育委員の皆様にも御覧いただけたらと思います。以上です。

奈良委員長

ただいまの教育長報告に関しまして、御意見等ありましたらお願いします。

小林委員

全国小中学生俳句大会の特選の俳句はどういうものだったのでしょうか。

教育長

全体の感想としては、大人が詠むような煌びやかな感じではなく、「プールの水がキラッと光っている」というような、自分の体感したこと、見えたこと、考えたことを、字余りとは関係なく、概ね五七五に収まっているものが入選していたように感じます。大人びたものよりも、素直に表現されたものが多かったようです。

生涯学習部長

流山市内の児童生徒の入選句については、市のホームページに掲載してありますので、ご覧ください。

奈良委員長

それでは以上で教育長報告を終了します。

これより、議事に入りますが、議案第16号「流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第20号「平成25年度教育費補正予算案について」及び議案第21号「教育財産の取得の申出について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。また、議案第19号「流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」は、個人に関する情報が含まれています。

よって、これらの案件につきましては、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

委員長

御異議なしと認めます。これらの議案につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。それでは、議事に入ります。

議案第 17 号「流山市立図書館資料宅配サービス実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(図書館宅配サービスの利用対象者から妊婦及び乳児を養育する者を除くことにより、障害者等の自力で図書館に来館することが困難な者へのサービスの充実を図る旨を説明)

奈良委員長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

加藤職務代理者

妊婦等の利用が少ないということですが、宅配サービス全体の利用者数を知りたいのと、今は利用が少なくても今後は利用する人が出てくるかもしれません。妊婦さんなどは、インターネットを通じた利用に切り替えていくという方向を考えておられるのでしょうか。

図書・博物館長

平成 24 年度の宅配サービスの利用者は 8 人でした。内訳は、身体障害者 3 人、精神障害者 1 人、高齢者 1 人、病気の方 1 人、乳児の養育している方 2 人で、延べ利用件数は 247 件でした。利用が多い資料の傾向としましては、大活字本、点字本、雑誌、写真集等です。今回の改正案は、妊婦等につきましては、あらかじめインターネットで検索し、最寄りの図書館で受け取っていただくことができるであろうということで、今後の宅配サービスは、社会の高齢化に伴い介護を要する方や身体障害者等へのサービスを充実させていくという点から御提案させていただくものです。

加藤職務代理者

一見すると、子育てよりも高齢者の方にサービスの重点が移るかのように感じるのですが、あくまでも妊婦等の方にはインターネットを利用した方が便利ですよという紹介をするということですね。

小林委員

この改正案はこれで結構だと思うのですが、以前も話したように、図書館では目の不自由な方向けに CD などに録音したものを貸し出すサービスをしてほしいと思います。これはニーズが高いと思いますし、やっている図書館もあ

ります。私の知人に、目が見えなくなっても自分が読んだ本の話をしてくれる人がいるのです。その人は、図書館でCDを貸してくれるサービスを利用しているということでした。是非、研究してみたいと思います。

図書・博物館  
長

図書館では10月に電算システムの更新を予定しています。現在、プロポーザル方式で業者の選定をしておりますが、将来的には電子書籍等にも対応できるシステムに変えていくということで動いています。そういったシステムを生かしていけば、目の不自由な方へのサービスも充実していくのではないかと考えておりますので、研究していきたいと思います。

小林委員

是非、そうしてください。

若松委員

市内のボランティア団体で、テープに録音して「聴く読書」をサポートしてくださる団体もあるのですが、高齢化に伴って日本全体で中途失明者や高齢者の支援ということで、出版業者もそういった書籍を出すことが増えていますので、市内だけでなく県レベルで活用することができるようにしていっていいのではないかと思います。

小林委員

映画はレンタルがあるので、本を音読したものがあってもいいと思うのですが、これがないのです。

生涯学習部長

音読のCDがないのは、著作権の問題なのです。広報ながれやまや福祉だより、議会だよりなどは朗読のボランティアの方が音読して録音したテープを障害者手帳をお持ちの方に郵送しています。

ただ、ボランティアの方々はそのテープを図書館に置くことは希望していません。図書館に置くと健常者でも借りる人がいるかもしれません。自分たちはあくまでも目が不自由な方々のためにボランティア活動をしているという意識が強いわけです。しかし、これだけ高齢化も進んでいる状況ですので違ってくるかもしれません。

一方、著作権の問題はもっと研究しなければなりません。

デジタル書籍は、例えば語学の本はCDの付いた本が多く借りられるのですが、時間とともに劣化してしまいます。そういう意味では、デジタルになってインターネットで見られるようになれば、音質が落ちることもありません。

こうした機器的な部分とボランティアの方々などの人的な部分の両面でや

っていきたいと思います。

図書・博物館  
長

市を越えた広域的な観点の御指摘がありました。現在も相互貸借ということで県立図書館をはじめ、他市の図書館との間で貸し借りができるようになっております。目の不自由な方向けの資料にどのようなものがあるのか研究していきながら活用していけるよう検討していきたいと思います。

奈良委員長

流山市は子育てに力を入れていますので、妊婦と乳幼児を養育する方を削除せずにそのままにしておいてもいいのかなという気はします。現在の利用状況から議案を作成されたと思うので、今回はこれで削除しても、今後の状況を見て改めて加えることを考えてもいいのではないかと思います。

若松委員

私は子育てをしている立場として、妊婦と乳幼児を養育している人は除いてもいいと思っています。本当に宅配が必要な方は、妊婦で本を読むことも禁止されていることが多いのです。小さいお子さんがいる方で宅配サービスを使えるとなると、逆に人手がかかるようになるのではないかと思います。予約をして子どもと一緒に図書館に受け取りに行くということは、ごく普通にやっていることなので、逆に子どもが重い病気になっていて本を借りに行くことができないという方は、「その他館長が必要と認めた者」として扱えばいいのではないかと思います。本当に自宅療養が必要である介護者や障害者の中に乳児を養育している人が入っているということで、これを必要としている人は本を読めないなという気がしたのです。

図書・博物館  
長

今回提案しましたのは、宅配サービスを障害者や高齢者にウエイトを置いて展開したいという趣旨です。委員長がおっしゃるように、妊婦等をそのまま残しておくという考え方もあろうかと思いますが、少ないスタッフで運営しておりますので、ある程度対象を絞り、増加傾向にある高齢者等をカバーしていきたいと考えております。

加藤職務代理  
者

ウエイトを移すというよりも、妊婦や乳幼児を養育している方には別のサービスで図書館の資料を提供できるようにするというように、サービスのやり方を変えていくという言い方にしないと、子育てサービスを手薄にするかのような印象を与えてしまいます。

<p>図書・博物館 長</p>	<p>加藤委員がおっしゃるように、妊婦等についてはインターネットを活用したサービスの利用が可能であるという観点から、今回の改正を行うという趣旨でございます。</p>
<p>奈良委員長</p>	<p>それでは、議案第 17 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
<p>奈良委員長</p>	<p>御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第 18 号「流山市就学指導員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>(流山市就学指導委員の任期が平成 25 年 5 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに委嘱する旨を説明)</p>
<p>奈良委員長</p>	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
<p>奈良委員長</p>	<p>御質問、御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、報告第 5 号「臨時代理の報告について」を議題とします。報告理由の説明を求めます。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>(教職員の人事異動に伴い、流山市生涯学習審議会委員の後任を平成 25 年 5 月 22 日付けで委嘱したことについて報告)</p>
<p>奈良委員長</p>	<p>本件について、質疑等ございますか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
<p>奈良委員長</p>	<p>御質問、御異議なしと認めます。よって、報告第 5 号は了承することに決しました。</p>



次に、各課等報告について生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

主催事業の「子ども人形劇鑑賞会」は、県民の日に合わせて毎年開催しているもので、人形劇のボランティアグループの協力のもと開催します。次の「青少年主張大会」は、例年は9月上旬に開催しておりますが、本年は千葉県の大会の開催スケジュールが前倒しとなったことに伴い、市の大会も約2か月前倒しして7月9日に文化会館で開催します。教育委員の皆様には審査員として御出席をお願い申し上げます。以上です。

公民館長

主催事業の「流山史跡ガイドウォーキング」は、地域のNPOの流山市史跡ガイドボランティアの方の協力を得て開催します。次の「自己再発見のための講座Ⅱ～自分と向き合い自分を知る～」は、心理カウンセラー、カラーセラピスト等「まちの先生」の登録者の方を講師にして開催します。指定管理者事業の東部公民館の利用者による発表会では、近隣の東小学校、向小金小学校の吹奏楽の協力を得て盛り上げていきたいと思っております。次の「東部あじさい苑とあじさい通りの花を育てる」は、東部公民館の前に南柏本州団地自治会が育てたあじさいの斜面があるのですが、管理をしてくれている方々が高齢化してきているということで、地域の方と連携してあじさいを育てる講座を公民館事業として行うものです。次に、南流山センターでは「お産C a f e」ということで、市民団体と連携して子育てに対する安心感を与えるような事業を行います。実績報告としまして、5月11日、12日に南流山センターまつりが開催されました。焼きそば等のブースも出て延べ3,000人の参加者で盛り上がりました。5月12日の初石公民館森のコンサートは、西初石ふれあいの森に特設ステージを設けてハワイアンや地元のフォークシンガー等が出演し、400名以上の来場者がありました。以上です。

図書・博物館  
長

主催事業の企画展「ちょっと昔の暮らし」は、昔を懐かしむ世代と知らない世代に同じものを見る機会を提供するもので、約100年前の道具や写真を展示するものです。以上です。

奈良委員長

以上の各課等報告について、御意見等ありましたらお願いします。

小林委員

教育委員会の主催事業と指定管理者の主催事業はどのように区別されているのですか。

公民館長	例えば公民館の場合、文化会館は市の直営管理ですので、市の主催で事業を行います。他の公民館は指定管理者に管理運営を委任していますので、指定管理者が自主的に創意工夫して事業を行います。
小林委員	指定管理者というのは、市の仕事の一部を委託されて行動するのであって、指定管理者の仕事に市が全く責任がないということではないわけですね。
生涯学習部長	もちろん市の責任はあります。ただ、一般的な委託業務と指定管理業務の性質には違いがあります。委託の場合は業務の内容まで市が指定しますが、指定管理者といたしますのは、一定の金額の中で修繕をしてもいいし、事業をやってもいいという、いわば自主性に任せることになっています。例えば、生涯学習センターの「青少年のための科学の祭典」でも、市が主催するとどうしても市内の学校と連携した小規模なものになると思いますが、指定管理者ならば、民間のノウハウを活用して都内や埼玉県の学校ともうまく連携して実施することができるのです。
小林委員	一般市民から見れば、指定管理者事業と市の事業の区別は分からないのではないのでしょうか。
生涯学習部長	広報に掲載するときは、「生涯学習センターでは」とか「初石公民館では」というように表現しています。教育委員会議での報告の仕方は、今後工夫したいと思います。
若松委員	博物館の「ちょっと昔の暮らし」は、学校の社会科単元に沿うものということで、学校で習ったものを実物で見られれば、宿題等でレポートを書くときにいいのですが、場所的に博物館に行くことが難しい子もいますので、市のホームページなどで学校の授業で使えるような電子展示のようにできないかなと思います。それぞれの学校で電子黒板なりインターネットの環境の中で流山市の博物館の展示内容を見ることができれば、学校の調べ学習にも使えると思います。
	日本の博物館は資料を保存する機能が重視されていますが、イギリスやアメリカの博物館では、子どもたちが学ぶための学習の場としての機能が非常に重視されています。学校単位で博物館を授業で使ったりすることもあります。流

山市は地理的に縦に長いので、博物館まで行くのが大変であれば、各学校で博物館に行っているように、展示を授業で取り入れられる工夫があってもいいのではないかと思います。

図書・博物館  
長

展示の紹介は各学校にもPRしているところですが、電子展示のような形をどれだけできるかについては、検討させていただきたいと思います。

小林委員

学校の児童生徒を博物館に連れて行って、授業をするということはないのですか。

図書・博物館  
長

あります。今回も6月16日に130名ほどの児童が来館する予定になっています。

小林委員

例えば歴史の時間に生徒全員が博物館に行って、そこで授業をするというプロジェクトを考えてもいいと思うのです。以前、パリのルーブル博物館に行ったときに、フランス人の子どもたちと学校の先生が来て、そこで授業をやっていました。見ていて羨ましかったです。流山市の博物館は歴史の展示が非常に良くできているので、学習室みたいなものを作って授業をすることを考えてみましょうか。

教育長

今のやり方は、児童を博物館に連れて行き、博物館の学芸員の説明を聞いて、その知識を教室に持ち帰って再現するという授業になっています。博物館で授業をすることについては、一般の来館者との兼ね合いや博物館のスペースの問題もありますので、少し検討させていただきたいと思います。

若松委員

予算の問題もあると思いますが、レプリカ等でメインの資料を各学校に回すことも考えられます。

教育長

手法を変えていく時期になっているのかもしれませんが、委員の皆様からの御意見は十分に精査させていただき、取り入れられるところは取り入れていきたいと思っています。

奈良委員長

先日、勾玉づくりに参加させていただきました。その後、土器の見学をしたのですが、自由に触っていいということで、子どもたちが触って感嘆していま

した。レプリカでもいいから学校に送るという御意見もありましたが、御検討いただければと思います。

それから、生涯学習センター事業の青少年のための科学の祭典の対象学年はどれくらいなのでしょう。

生涯学習部長

大人でも楽しめる内容になっておりまして、学校の先生が授業で使うためにいらっしゃることもあります。また、学童クラブの方が子どもを連れてきて、時間を決めて自由に見させたりもしています。

奈良委員長

それでは以上で各課等報告を終了します。続いて先ほど非公開と決定しました議案の審議に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第 16 号「流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」 原案可決

(生涯学習部長の説明)

流山市民会館・流山市中央公民館の駐車場に係る使用料を無料とするほか、条文の整備を行う。

(主な質疑)

(問) 無料化する理由、経緯について

(答) 文化会館駐車場は 180 台分の駐車スペースがあり、駐車場ゲートの機器を設置した場合の費用対効果のメリットがあることと、目的外駐車が多かったことから、他の公共施設に先駆けて有料化した経緯がある。この間、耐震補強工事を実施した影響も考えられるものの、他の公民館の稼働率が上がっているのに対して、中央公民館の稼働率は低下している。また、中央公民館の駐車場だけ有料であることについての不公平感もある。今回、ゲートの機器のリース期間が終了することに合わせて無料に戻し、会議室等の利用の促進を図るものである。

(問) 生涯学習センター駐車場を有料にしたばかりで、こちらを無料化するのは一貫性に欠けるのではないか。

(答) 生涯学習センターは駐車場が狭隘で、利用者の利便性を図るために駐車場を新設したことと、場所が駅前であるため目的外駐車が増加するという懸念

があったために有料化した。文化会館の場合は、電車に乗る人が駐車することは考えにくい。また、公民館利用者の中で、中央公民館だけが駐車料金を負担することに不公平感がある。

なお、無料化はするが、現在のゲートはそのまま設置しておき、目的外駐車  
の排除に努める。

(その他の意見)

行財政改革審議会における受益者負担という考え方に基づいて有料化を決定した。単に他の公民館の利用者間の公平に着目するようでは、そもそもの受益者負担の考え方が崩れてしまう。しっかりと説明できるようにしておかなければならないと思う。

議案第 19 号「流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」

(生涯学習部長の説明)

青少年指導センター運営協議会委員の任期が平成 25 年 5 月 31 日付けをもって満了するため、新たに委嘱又は任命する。

特に質疑はなく、原案どおり可決された。

議案第 20 号「平成 25 年度教育費補正予算案について」

(教育総務課長の説明)

平成 25 年流山市議会第 2 回定例会に提出する平成 25 年度教育費補正予算案について市長に申し出る。

主なものとしては、社会資本整備総合交付金（都市再生整備事業）の内示があったため、(仮称)新市街地地区小中学校併設校建設事業に係る用地購入費、校舎施設購入費を前倒しで計上するもの

(主な質疑)

社会資本整備総合交付金の内容や、(仮称)新市街地地区小中学校併設校建設事業に係る補正予算についての質疑があった後、原案どおり可決された。

議案第 21 号「教育財産の取得の申出について」 原案可決

(教育総務課長の説明)

(仮称)新市街地地区小中学校併設校の用地の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づき、市長に申し出る。

・取得する財産 土地 33,942.56 平方メートル

・所有者 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

(主な質疑)

(問) 他の保留地の価格と比較して、この価格は適正なのか。

(答) 不動産鑑定を行っている。当初、市としては戸建て住宅としての鑑定を主張したが、URは集合住宅用地として造成可能な土地として主張し、二十数回に及ぶ交渉の結果、最終的に歩み寄ってこの金額となった。

(問) 開校準備の期間はどれくらいを考えているのか。

(答) 過去、八木中学校や西初石中学校では、開校半年前に準備委員会を立ち上げた。しかし、今回の併設校ではそれでは間に合わないので、今年の7月に第1回の準備委員会を開催することができるように、現在準備を進めている。

(非公開案件終了)

奈良委員長

次に、その他の案件として、学校教育課から配付されている資料について説明をお願いします。

学校教育課長

新聞報道等にもありますように、昨日(5月27日)文部科学省の有識者会議から「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」で運動部活動での指導のガイドラインが示されました。学校現場としても、どこまでが指導でどこからが体罰なのか、問題になっているところですが、ある程度の指針が示されたことは、学校での指導に関しての見通しが立つものと思います。流山市においてもこれまで県の指導を受けて様々な調査を行ってまいりましたが、2月に小学校5,6年生及び中学校全学年を対象とした「体罰アンケート調査」を行った結果、体罰があったという報告はありませんでした。以上です。

奈良委員長

本件について、御意見等ありましたらお願いします。

教育長

今回の調査で体罰ゼロだったということの良い悪いではなくて、教職員がそういったことについて熟知して、指導に当たるという機会にしなければならないと思います。

若松委員

今回の調査では体罰はないという結果でしたが、この質問票は書きにくいというお話を耳にしたこともあります。封をすることが徹底されているのか、厳密には封をしたまま第三者に送るようにしなければいけないと思います。ま

た、体罰の定義についても疑問があつて、どこまでを書けばいいのか分かりにくい。ゼロという結果だったからといって安心してはいけないわけであつて、もっと子どもが答えやすい環境づくりが必要だと感じています。先生方の熱心な気持ちと、保護者との信頼関係のもとで許される範囲に幅があることもわかるのですが、今後さらに考慮して取り組んでいかなければならないと思います。

学校教育課長 今回のアンケート調査は、封に入れて提出されていますが、若松委員がおっしゃるように、校内で開封されています。調査方法についてもさらに検討し、工夫していきたいと思います。

学校教育部長 調査の方法を含めて県の教育委員会から指示があつたのは今回が初めてです。それだけ深刻な状況であるということです。子どもと教師の信頼関係があるから体罰をしてもいいという考えは許されないということを改めて教育委員会としても粘り強く伝えていかなければならないと思います。また、いじめの問題とも絡み合つて、学校職員の感度が試されていると思いますので、努力していきたいと思います。

小林委員 教師の側の叱り方というか、子どもの行為に対して怒っていることを伝える技術を工夫することも必要ではないでしょうか。

学校教育部長 コミュニケーションは聞くことであると思います。子どもが何かをしても、いきなりカットするのではなくて、「どうしたの？」という投げかけが必要です。それで子どもが答えた時に、「それはこうではないのか」と言えるような教師側の度量が求められているのだと思います。

小林委員 教育者というプロフェッショナルとしてのスキルを磨いていただきたいと思います。

若松委員 コミュニケーションがうまくできない子どものためのトレーニングでは、ソーシャル・コミュニケーションの技術は8領域くらいあつて、その一つに嫌なことを嫌という気持ちを上手に伝えるという項目があります。感情というのは、言葉がなくても早く伝わるものであつて、どうやって伝えていくかは教師の最低限のスキルとして学習心理学の領域のものを持っている必要があると

思っています。体罰の問題は、どういった事象があったとか、それに注目して  
いては絶対に解決することはできないので、コーチングを研修の中に取り入れ  
るとか、具体的に怒りではない伝え方はどういうものなのか、研修の中に組み  
込んでいくようなことが大事だと思います。一人ひとりの子どもがどういう風  
に学習しているのかも違いますし、例えば教室の中でじっとしているのも、厳  
しい先生に怒られてできるようになった子は、その先生がいなくなったら動き  
回ってしまうかもしれません。しかし、教室の中ではきちんと座っていること  
を学習することができた子は、中学校に上がってもできるわけです。子どもが  
先生に従うのではなくて、部活動の中のルールであって、どの先生がきても従  
うということが、本当に学ばなければならないことなのです。

学校教育部長

カウンセリング・マインドというのは、ある程度のダメージを受けた子ども  
にいかに寄り添っていくかですが、コーチング・マインドは通常の子どもたち  
をコーチングをしながらより良い方向に導いていくという手法だと思うので  
すが、これを教職員の研修のテーマとして行えないか、検討を始めているとこ  
ろです。

奈良委員長

以前もお話したことがあるのですが、子どもに対して「どうしたの？」と声  
をかけて、相手の気持ちに共感を持つことが大事だと思います。それと、学校  
現場の中で先生方が共有した考えを持つチームワークが必要だと思います。そ  
れにより若い先生が抱え込んでしまうこともなくなるかもしれません。校長を  
トップとしたピラミッドの中で、「今日、こんなことがあった」というように  
話し合い、考え方を共有する時間を持つことができればいいのではないかと思  
います。それでは、本件についての意見交換を終了します。

それから、毎年お願いしていますが、これからプール活動の時期になります  
ので、くれぐれも事故のないように徹底していただきたいと思います。

また、校外学習や修学旅行があると思いますので、引率している以上、十分  
に注意をしていただきたいと思います。

それでは、次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は、7月4日（木曜日）市役所庁議室で、午前10時か  
ら開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

（次回の日程協議）



奈良委員長

次回の教育委員会議は、7月4日（木曜日）市役所庁議室で、午前10時から開催することといたします。

以上で、平成25年流山市教育委員会議第5回定例会を終了します。

（閉会 午後0時50分）